

行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次のとおり策定する。

1. 計画期間 令和9年1月9日～令和12年12月31日

2. 目標と取組内容

目標①男性の平均育児休業取得率を50%とする。

目標②フルタイム労働者1人当たりの各月ごとの法定時間外及び法定休日労働の合計時間を5時間未満とする。

次世代育成支援対策の内容

事項①妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保に係る制度の労働者に対する周知や情報提供および相談体制の整備、配偶者が流産・死産した労働者が休暇を取得しやすい環境の整備等の実地。

事項②男性の意空自休暇取得を促進するための措置の実地。